

## 郡山市融資返済計画変更等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市内の中小企業者の事業の継続及び経営の安定を図るため、県融資等を利用している中小企業者の経営改善計画等の策定に要する経費（以下「計画策定経費」という。）及び当該融資に係る信用保証料（以下「保証料」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 県融資等 福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）要綱（新型コロナウイルス感染症対応資金）」（令和2年5月1日施行）による融資及び郡山市中小企業融資制度要綱（平成17年4月1日制定）第20条第2項の規定に基づく売上高等減少対策資金融資による融資をいう。
- (3) 経営改善計画等 福島県中小企業活性化協議会に対し、早期経営改善計画策定支援事業又は経営改善計画策定支援事業の事業利用申請を行い、受理された経営改善計画をいう。
- (4) 認定支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付を申請できる者は、県融資等を受け、計画策定経費を認定支援機関に対し支払った中小企業者で、令和3年4月1日以降に福島県中小企業活性化協議会へ事業利用申請書を提出し、計画策定費用支払通知書の交付を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象者から除くものとする。

- (1) 他の補助制度を利用することにより計画策定経費及び保証料の全額を賄うことができる者
- (2) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）の滞納がある者

(補助金の交付の対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかの経費に該当するものとする。ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税額並びに他の補助金の交付の対象となる経費については、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 令和3年4月1日以降に認定支援機関に支払った計画策定経費
- (2) 県融資等の条件変更等に伴い、令和3年4月1日以降に福島県信用保証協会へ支払った保証料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。

2 前条第1号に係る補助金の額は、経営改善計画策定支援事業の申請を行ったものは100万円（ただし、福島県信用保証協会による計画策定経費に関する補助を受けたものはその補助額を除いた額）、早期経営改善計画策定支援事業の申請を行ったものは10万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、計画策定費用支払通知書の交付を受けた日から90日又は交付を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金等交付申請書（第1号様式）に別表に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

（決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助対象経費に変更があった場合等で、認定支援機関へ支払った経費に返戻金があったとき。
- (3) この要綱による補助の対象となった保証料に係る融資を早期に完済した場合等で、当該保証料の返戻金があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（額の確定）

第9条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(読替え)

2 この要綱の施行前にした行為については、福島県中小企業活性化協議会を福島県経営改善支援センターと読替える。

別表 (第6条関係)

補助金申請の区分	添付書類
第4条第1号に規定する補助対象経費に係る補助金の申請の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 郡山市融資返済計画変更等支援補助金に関する情報提供承諾書 (第2号様式) (経営改善計画策定支援事業の申請を行ったものに限る。)</li><li>・ 認定支援機関への支払額が確認できる書類</li><li>・ 福島県中小企業活性化協議会が発行する計画策定費用支払通知書の写し</li><li>・ 認定支援機関が福島県中小企業活性化協議会へ提出した業務別請求明細書の写し</li><li>・ 福島県信用保証協会が発行する経営改善計画策定費用に係る補助が決定したことを証する書類 (当該補助の対象となるものに限る。)</li><li>・ 条件変更等前の融資内容が確認できる書類</li></ul>
第4条第2号に規定する補助対象経費に係る補助金の申請の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 郡山市融資返済計画変更等支援補助金に関する情報提供承諾書 (第2号様式)</li><li>・ 条件変更等に伴い福島県信用保証協会が発行する保証料の支払額が確認できる書類</li><li>・ 条件変更等前の融資内容が確認できる書類</li><li>・ 条件変更等前の融資に伴う保証料の支払額が確認できる書類</li></ul>

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

郡山市長

郵便番号  
 住所（所在地）  
 氏名（法人名）  
 （代表者名）  
 電話番号

補助金等交付申請書

次の事業（事務）について、補助金の交付を受けたいので、郡山市融資返済計画変更等支援補助金交付要綱第6条の規定により申請いたします。

補助事業等の名称	郡山市融資返済計画変更等支援補助事業			
施行場所				
総事業費	円			
補助金等交付申請額	円			
事業の目的	経営の安定と事業の発展を図るため			
事業の内容	1 経営改善計画又は早期経営改善計画の策定経費の補助 2 条件変更等に伴う信用保証料の補助			
着手、完了予定日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
添付書類				
摘要	(フリガナ) 口座名義人			
	金融機関名 及び番号	銀行・信用金庫 信用組合 (No. )	営業部・支店 出張所 (No. )	
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	

なお、この申請の審査に当たっては、私に代わり市長が郡山市融資返済計画変更等支援補助金交付要綱第3条第2項第2号に規定する市税完納状況の確認を行うことに同意します。

第2号様式（別表関係）

郡山市融資返済計画変更等支援補助金に関する情報提供承諾書

年 月 日

郡山市長

郵便番号  
住所（所在地）  
（法人名）  
氏名（代表者名）  
電話番号（ ） —

当社(私)は、郡山市長に対し、郡山市融資返済計画変更等支援補助金の交付申請を行いました。郡山市長が同補助金交付要綱第8条各号に関する調査を行うため、下記融資に関し、次の情報を提供することに承諾します。

記

【経営改善計画対象融資】

融資名称			
借入日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
借入金額			
信用保証協会保証番号			
条件変更等後の保証番号			
借入金融機関名	銀行 営業部 金庫 支店・支所 組合 出張所	銀行 営業部 金庫 支店・支所 組合 出張所	銀行 営業部 金庫 支店・支所 組合 出張所

情報提供項目

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1 事業所名及び代表者名 | 6 最終償還金額          |
| 2 融資制度名      | 7 信用保証協会保証番号      |
| 3 完済予定日      | 8 返戻保証料額          |
| 4 繰上完済日      | 9 経営改善計画の内容及び策定経費 |
| 5 融資金額       | 10 1から9までに付帯する情報  |

※郡山市融資返済計画変更等支援補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の取消等）

第8条 市長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助対象経費に変更があった場合等で、認定支援機関へ支払った経費に返戻金があったとき。
- (3) この要綱による信用保証料に係る融資を早期に完済した場合等で、保証料の返戻金があったとき。